附　則

1　この告示は、公布の日から適用する。

2　水質汚濁防止法（昭和四十五年法律第百三十八号）第四条の五第一項及び第二項に基づき、都道府県知事が定める窒素含有量についての総量規制基準の適用の日以後に特定施設の設置又は構造等の変更により増加する特定排出水の量を除く特定排出水の量に係るCn、Cno及びCniの値に係る業種その他の区分及びその区分ごとの範囲については、この告示後定められることとなる総量削減基本方針における目標年度の前年度末までの間は、なお従前のとおりとする。

別表第二　（略）

（略）						
二二五	廃油処理業	一〇	二五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、三〇とする。（一(1)(ロ)）
二二六	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	四五	一〇	三五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(1)(ロ)の値は、それぞれ五〇、四〇とする。
二三一	試験研究機関（規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）	二〇	三五	一〇	一五	大阪湾及びこれに流入する公共用水域に排出水を排出するものに係るものにあっては、第三欄(2)(ロ)の値は、二五とする。
（略）						

別表第二　（略）

（略）						
二二五	廃油処理業	一〇	三〇	一〇	一五	加えた方法より高度にし尿を処理することができる方法によりし尿を処理するものにあっては、第三欄(1)(ロ)及び(2)(ロ)の値は、それぞれ五〇、三〇とする。
二二六	産業廃棄物処理業（前項に掲げるものを除く。）	二〇	五〇	一〇	四〇	
二三一	試験研究機関（規則第一条の二各号に掲げるものをいう。）	二〇	三五	一〇	二五	
（略）						